

○山口県蜜蜂転飼条例施行規則

昭和三十一年四月十七日

山口県規則第二十八号

〔山口県みつばち転飼条例施行規則〕をここに公布する。

山口県蜜蜂転飼条例施行規則

(平二五規則一九・改称)

(趣旨)

第一条 この規則は、山口県蜜蜂転飼条例(昭和三十一年山口県条例第九号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(平一五規則七・全改、平二五規則一九・一部改正)

(許可の申請)

第二条 条例第三条の許可を受けようとする者は、転飼しようとする年の前年の十月三十一日までに、蜜蜂転飼許可申請書(別記第一号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 転飼しようとする場所の土地の所有者の承諾書

二 転飼しようとする場所の付近の見取図

(昭三五規則五九・平一五規則七・平二五規則一九・一部改正)

(許可証の様式等)

第三条 条例第四条第一項の許可証は、別記第二号様式によるものとし、その交付の枚数は、当該転飼する場所ごとに一枚とする。

(昭三四規則七四・全改、平一五規則七・一部改正)

(許可証の再交付の申請)

第四条 条例第五条の規定による許可証の再交付を受けようとする者は、蜜蜂転飼許可証再交付申請書(別記第三号様式)を知事に提出しなければならない。

(平一五規則七・平二五規則一九・一部改正)

(身分証明書の様式)

第五条 条例第九条第二項の身分を示す証明書は、別記第四号様式による。

(平一五規則七・全改)

(書類の経由)

第六条 第二条及び第四条の規定により知事に提出する書類は、転飼する場所を管轄する市町長を経由して提出しなければならない。

(平一二規則八二・追加、平一八規則三八・一部改正)

付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際、現に従前の規程の規定により提出された書類は、この規則の相当規定により提出されたものとみなす。

付 則(昭和三二年規則第二三号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和三四年規則第七四号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和三五年規則第五九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一二年規則第八二号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一五年規則第七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一八年規則第三八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二五年規則第一九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和三年規則第三十一号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記第1号様式(第2条関係)

(平15規則7・全改、平25規則19・一部改正、令3規則31・一部改正)

蜜蜂転飼許可申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

申請者 住所

氏名

(電話 局 番)

下記のとおり蜜蜂の転飼の許可を受けたいので、山口県蜜蜂転飼条例第3条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

転飼しようとする場 所	土地の所有者の住所及	蜂 群	転飼の期間	飼養管理者の住所
----------------	------------	--------	-------	----------

	び氏名	数		及び氏名
			年 月 日から 年 月 日まで	
			年 月 日から 年 月 日まで	
			年 月 日から 年 月 日まで	

添付書類

- 1 転飼しようとする場所の土地の所有者の承諾書
- 2 転飼しようとする場所の付近の見取図

注 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

第 2 号様式(第 3 条関係)

(平 15 規則 7・全改、平 25 規則 19・一部改正)

蜜蜂転飼許可証	
許可の年月日及び 番号	年 月 日 指令 第 号
住所又は主たる事 務所の所在地	
氏名又は名称及び 代表者の氏名	
蜂群数	

転飼の場所	
転飼の期間	年 月 日から 年 月 日まで
その他の条件	
<p>上記のとおり許可したことを証します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">山口県知事 印</p>	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

第 3 号様式(第 4 条関係)

(平 15 規則 7・全改、平 25 規則 19・一部改正、令 3 規則 31・一部改正)

蜜蜂転飼許可証再交付申請書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

申請者 住所

氏名

(電話 局 番)

下記のとおり蜜蜂転飼許可証の再交付を受けたいので、山口県蜜蜂転飼条例第 5 条の規定により申請します。

記

許可の年月日及び番号	年 月 日 指令 第 号
------------	--------------

再交付を受けようとする理由	1 毀損
	2 亡失

注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 「再交付を受けようとする理由」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

第 4 号様式 (第 5 条関係)

(平 15 規則 7・全改、平 25 規則 19・一部改正)

(表)

第 号
身分証明書
所属
職氏名
上記の者は、山口県蜜蜂転飼条例(昭和 31 年山口県条例第 9 号)第 9 条第 1 項の規定により立入検査等をする職員であることを証明します。
年 月 日発行
山口県知事 印

(裏)

## 山口県蜜蜂転飼条例抜粋

(立入検査等)

第 9 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、転飼者に対し、転飼に関し報告させ、又はその職員に、転飼に係る場所若しくは転飼者の事務所若しくは事業場に立ち入り、転飼の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(第 3 項省略)

備考 用紙の大きさは、縦 6 センチメートル、横 9 センチメートルとする。